

川崎市地域教育会議事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は地域教育会議行政区議長会運営等要綱第2条に規定する地域教育会議及び地域教育会議が実施する事業（以下「地域教育会議事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 地域教育会議事業は、地域と学校、行政が共に協力して子どもがいきいき育つまちづくりを進め、併せて大人も楽しく学べるまち、ひいてはあらゆる人々が共に生きる豊かな地域社会づくりを目的とする。

2 地域教育会議事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題に関する学習機会の提供、地域の特性や課題に即した教育活動並びに地域の教育活動に係る調査・研究及び情報共有・意見交換（教育を語るつどい、各地域におけるさまざまな教育活動、ネットワーク会議等）
- (2) 地域の人々から教育に対する意見・提案を求める等教育への市民参加を促すための活動
- (3) 子どもの意見表明や子どもの社会参加を促す活動（子ども会議の開催等）
- (4) 地域教育会議の普及及び拡大に関わる活動（広報紙の発行等）

(中学校区地域教育会議)

第3条 中学校区地域教育会議は、中学校区における子どもの育ちの支援や生涯学習の推進を担う組織として、51 中学校区に設置する。

2 中学校区地域教育会議は、開かれた学校づくりをめざす学校教育推進会議又は学校運営協議会と連携した地域と学校の協働活動を含め、地域や学校の実情に応じて広く地域における教育活動を行うものとし、第2条第2項に定める地域教育会議事業を実施する。

3 中学校区地域教育会議は、当該中学校区の地域特性等を踏まえ、次の者等から構成するものとし、定員及び任期、並びに選出方法等については、地域の実情に応じ、規約等で定めるものとする。

- (1) 地域住民
- (2) P T A関係者
- (3) 学校教職員
- (4) 町内会自治会関係者
- (5) 子ども会関係者
- (6) 青少年指導員
- (7) 主任児童委員、民生委員・児童委員
- (8) スポーツ推進員
- (9) こども文化センター職員・わくわくプラザの運営団体
- (10) 地域の寺子屋事業の運営団体
- (11) 当該中学校区に拠点を置く社会教育関係団体
- (12) 当該中学校区に拠点を置く市民活動団体・N P O法人・企業等関係者
- (13) 当該中学校区に拠点を置く社会教育施設職員及び青少年教育施設職員
- (14) その他当該中学校区における地域教育会議事業の実施に必要な者

4 中学校区地域教育会議の代表者は議長とし、その他の役員については規約等で定める。

5 中学校区地域教育会議は、国が示す地域学校協働活動を行う地域学校協働本部として位置付けるものとする。

(行政区地域教育会議)

第4条 行政区地域教育会議は、7行政区に設置する。

- 2 行政区地域教育会議は、行政区における子どもの育ちの支援や生涯学習の推進を担う組織として、行政と地域の連携を進めながら、広く地域における教育活動を行うとともに、中学校区地域教育会議の支援及び補完並びにネットワーク化に係る活動を行うものとし、第2条第2項に定める地域教育会議事業を実施する。
- 3 行政区地域教育会議は、当該行政区の地域特性等を踏まえ、次の者等から構成するものとし、定員及び任期、並びに選出方法等については、地域の実情に応じ、規約等で定めるものとする。
 - (1) 地域住民
 - (2) P T A関係者
 - (3) 学校教職員
 - (4) 町内会・自治会関係者
 - (5) 子ども会関係者
 - (6) 青少年指導員
 - (7) 主任児童委員、民生委員・児童委員
 - (8) スポーツ推進員
 - (9) こども文化センター職員・わくわくプラザの運営団体
 - (10) 地域の寺子屋事業の運営団体
 - (11) 当該行政区に拠点を置く社会教育関係団体
 - (12) 当該行政区に拠点を置く市民活動団体・N P O法人・企業等関係者
 - (13) 当該行政区に拠点を置く社会教育施設職員及び青少年教育施設職員
 - (14) 当該行政区の区役所職員
 - (15) その他当該行政区における地域教育会議事業の実施に必要な者
- 4 行政区地域教育会議の代表は議長とし、その他の役員については規約等で定める。

(会議等)

第5条 中学校区地域教育会議及び行政区地域教育会議は、総会や定例的な全体会議及び目的達成のための会議や各種委員会等を開催するものとし、開催回数及び内容、並びに方法等については規約等で定める。

(事業の実施)

- 第6条 第2条第2項に定める地域教育会議事業の実施に際しては、地域教育会議行政区議長会が、必要な経費について中学校区地域教育会議及び行政区地域教育会議に配分するものとする。
- 2 中学校区地域教育会議及び行政区地域教育会議は、事業の実施に際し、地域教育会議行政区議長会へ実施計画書及び予算書を提出しなければならない。
 - 3 中学校区地域教育会議及び行政区地域教育会議は、当該年度の事業が完了したときは、速やかに、地域教育会議行政区議長会へ実施報告書及び決算書を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項については、教育次長が別に定める。

附 則 (令和2年4月1日。2川教生第149号)

この要綱は、決裁の日から施行する。